

B 1 ・ B 2 リーグ戦試合実施要項

本実施要項は、Bリーグ規約第34条第1項第1号および第2号に定める公式試合として、2018-19 B1リーグ（以下「B1」という）およびB2リーグ（以下「B2」という）のリーグ戦実施に関し定めるものであり、リーグ戦の試合（以下「試合」という）運営はすべてこの要項に定めるところによる。

本実施要項において用いられているものの、特段定義されていない用語は、Bリーグ規約において定義された意味を有する。

第1章 試 合

第1条【試合の概要】

試合の主催等に関する事項は、Bリーグ規約第4章第2節に定める。

第2条【大会方式】

B1およびB2のリーグ戦は、それぞれ以下のとおりとする。

- ① B1：カンファレンス制。B1の18クラブを東地区、中地区、西地区の3地区に分け、それぞれ6クラブずつを置く。自地区では6回戦総当たり、他2地区とは2回戦総当たり、および任意に選ばれる他2地区内の3クラブとさらに2回戦を行い、合計で60試合を行う。
- ② B2：カンファレンス制。B2の18クラブを東地区、中地区、西地区の3地区に分け、それぞれ6クラブずつを置く。自地区では6回戦総当たり、他2地区とは2回戦総当たり、および任意に選ばれる他2地区内の3クラブとさらに2回戦を行い、合計で60試合を行う。

第3条【カンファレンス方式】

B1およびB2のカンファレンスの分け方は、いずれも、ホームアリーナが所在する市区町村を基準とし、総務省発行の都道府県コードにより47都道府県に固有の番号を割り当て、「東地区」「中地区」「西地区」の3地区に分割する。都道府県が同一の場合は、地区町村の東から順とし、同一市で区制の場合は北から順とし、さらに同一の場合はクラブ名の五十音順とする。

第4条〔ハーフタイム〕

第2クォーターと第3クォーターの間に原則15分のハーフタイムを設ける。ただし、事前にBリーグへ申請を行い、承諾があった場合は、20分とすることができる。

第5条〔オフィシャルタイムアウト〕

第2クォーターと第4クォーターの各残り5分以降（5分を含む）で最初にボールがデッドになった場合に、ゲームクロックの停止に関わらず自動的に90秒のタイムアウトを設ける。この時チームがタイムアウトを請求していた場合は、オフィシャルタイムアウトが優先され、チームのタイムアウトはキャンセルとなる。なお、オフィシャルタイムアウトは、どちらのチームのタイムアウトにも加算しない。

第6条〔ビデオ判定〕

B1リーグ戦においては、ビデオ判定を行うこととする。なお、本運用は協会の定める競技規則に準ずるものとする。

第7条〔試合エントリー選手およびチームスタッフの人数〕

各試合にエントリーできる選手の人数は、1チームあたり10名～12名とし、チームスタッフの人数は、9名以内とする。

第8条〔外国籍選手等〕

- (1) Bクラブがリーグ登録できる外国籍選手数は、1クラブ合計3名以内とし、帰化選手（満16歳となった後に国籍法に基づく帰化によって日本国籍を取得した選手をいう。以下同じ。）については、外国籍選手と別途1クラブ1名以内とする。
- (2) 試合にエントリーすることができる外国籍選手は、前項のうち1クラブ合計2名以内とし、帰化選手は外国籍選手と別途1名以内とする。
- (3) 試合中同時にプレーできる外国籍選手数は、試合を通して2名以内とし、帰化選手は試合を通して外国籍選手2名と同時にプレーすることができる。
- (4) 延長時限においても前項と同じく取り扱うこととする。

第9条〔コート内のチームスタッフ〕

- (1) ベンチには、交代選手5～7名が着席できる。
- (2) ベンチ入りを認めるチームスタッフは、ヘッドコーチ、アシスタントコーチに加え、マネージャー、ドクター、トレーナー、分析員、通訳など特別な責務を負う者のみとし、9名以内とする。

- (3) Bクラブは、協会またはBリーグの決定により、出場停止処分を受けた者、または試合中に審判により失格・退場を宣せられ更衣室（ロッカー・ルーム）もしくは建物外へ立ち去るよう命じられた者を、ベンチ入りさせてはならず、また、以上のいずれかに該当する者は、選手等への指示を出してはならない。
- (4) 協会またはBリーグの決定により出場停止処分を受けた者は、スタンド席の2階以上にのみ立ち入ることができるものとする。
- (5) 前各項に違反する行為は、審判により排除されるものとし、試合終了後に審判から報告を受けた協会、Bリーグにより処分を決定される。

第10条【順位決定の方法】

- (1) クラブの順位は、勝率によって決定し、リーグ戦全日程が終了した時点で、勝率が高いクラブを各地区の上位とする。ただし、勝率で同じ順位になった場合には、次の各号の順序により順位を決定する。
 - ① 当該クラブ間で対戦したすべてのゲーム（3クラブ以上ある場合は、当該クラブ間で対戦したすべてのゲーム。以下、2号および3号につき同じ。）において勝率が高いクラブを上位とする
 - ② 当該クラブ間で対戦したすべてのゲームにおいて得失点差が多いクラブを上位とする
 - ③ 当該クラブ間で対戦したすべてのゲームにおいて1試合あたりの平均得点数が多いクラブを上位とする
 - ④ リーグ戦すべてのゲームにおける得失点差が多いクラブを上位とする
 - ⑤ リーグ戦すべてのゲームにおける1試合あたりの平均得点数が多いチームを上位とする
 - ⑥ 抽選
- (2) 前項第6号の抽選は、理事会が必要と判断した場合にのみ実施される。
- (3) 第1項の規定に基づき、B1において各地区の1位および2位になったクラブをBリーグチャンピオンシップの進出クラブとする。また、各地区の上位2クラブを除いた12クラブのうち、上位2クラブもBリーグチャンピオンシップの進出クラブとする。
- (4) 第1項の規定に基づき、B2において各地区の1位になったクラブをB2プレーオフの進出クラブとする。また、各地区の上位1クラブを除いた15クラブのうち上位1クラブもB2プレーオフの進出クラブとする。
- (5) 第1項の規定に基づき、B1における全18クラブのうち下位4クラブをB1残留プレーオフの出場クラブとする。
- (6) 第1項の規定は、前3項における順位をそれぞれ決定するにあたり準用する。

第11条〔日 程〕

リーグ戦は、Bリーグにより決定された日程に従い開催される。

第2章 運 営

第12条〔試合の運営に関する事項〕

試合の開催や運営に関する事項は、Bリーグ規約第4章第3節に定める。

第13条〔運営責任〕

- (1) 試合の運営にあたっては、ホームクラブの実行委員が一切の責任を負う。
- (2) ホームクラブの実行委員は、ティップオフ時刻の120分前までにアリーナに到着しなければならない。
- (3) ホームクラブの実行委員は、あらかじめチェアマンに届け出て承認を得た者に、本実施要項に定める実行委員の職務を代行させることができる。

第14条〔ティップオフ時刻の厳守〕

- (1) いずれのクラブも、あらかじめ定められたティップオフ時刻を厳守しなければならない。
- (2) 不可抗力またはテレビもしくはラジオの同時中継放送の都合によりティップオフ時刻を遅らせる場合は、審判の事前の承認を得なければならない。ただし、テレビまたはラジオの放送の都合による変更は、5分以内に限る。
- (3) いずれか一方のチームがティップオフ時刻にアリーナに現れない場合、相手チームは15分間、待機する義務を負う。

第15条〔チームの試合前日入り〕

チームは、Bリーグ規約第22条に定める本拠地（ホームタウンである市区町村を意味する。但し、複数の自治体がホームタウンである場合は、支援の中核をなし取りまとめ役となる自治体を意味する。）の本庁舎から試合会場までの直線距離が100km未満の場合を除き、試合会場に試合の前日に到着しなければならない。

第16条〔入場料金の払戻し〕

入場料金の払戻しは、原則として次の各号の場合に行う。

- ① 試合が不可抗力により開催不能または中止となった場合
- ② 試合前に、いずれかのチームの責に帰すべき事由により試合が開催不能となった場合

第17条〔退場処分等〕

審判により失格・退場を宣せられ更衣室（ロッカー・ルーム）もしくは建物外へ立ち去るよう命じられた者は、規律委員会の決定があるまで出場を停止される。

第18条〔出場停止処分〕

- (1) 出場停止処分は、理事会が定める「懲罰規程」に基づき規律委員会において審議決定する。ただし、公式試合が連日開催されるなど、次の公式試合が開始される前に懲罰を決定することが困難である場合は、次の公式試合にかかる出場停止処分については、規律委員会の審議を経ることなく規律委員長が決定することができる。当該試合の出場停止処分以外の懲罰については、規律委員会が、その後可及的速やかに決定する。
- (2) 出場停止処分の未消化分が当該リーグ戦終了時に残る場合は、次の各号のとおりとする。
 - ① Bリーグチャンピオンシップ、B1残留プレーオフ、B2プレーオフ、B1・B2入れ替え戦およびB2・B3入れ替え戦（以下総称して「プレーオフ」という）への進出が決まったクラブについては、未消化分の試合数に関わらず、そのすべてをプレーオフへ持ち越すものとする。
 - ② プレーオフへの出場がないクラブについては、未消化分が2試合以上に及ぶ場合には、そのすべてを次の当該リーグ戦に持ち越すものとし、未消化分が1試合の場合には当該リーグ戦終了をもって失効するものとする。

第3章 試合の収支

第19条〔試合の収支に関する事項〕

試合の収支に関する事項は、Bリーグ規約第4章第5節に定める。

第20条〔収支報告〕

Bクラブは、リーグ戦終了後30日以内に、収支報告として、主管した試合の「試合収支決算書」の写しをBリーグに提出しなければならない。

第21条〔改正〕

本実施要項の改正は、理事会の承認により、これを行う。

〔改定〕

2016年7月13日

2017年7月12日

2018年7月10日